

第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）
改定案に対する意見募集の実施結果について

1. 募集意見の概要

(1) 意見募集の周知方法

環境省ホームページへの掲載及び記者発表

(2) 資料の入手方法

窓口配布、インターネットによる上記ホームページの閲覧、郵送

(3) 意見提出期間

令和8年1月15日（木）～令和8年2月13日（金） 30日間

(4) 意見提出方法

郵送、FAX、電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室

2. 意見募集結果

(1) 意見提出件数

提出方法	数
電子政府の総合	8 通
郵送	0 通
FAX	0 通
電子メール	3 通
計	11 通

(2) 整理した意見の総数

- ・ 第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン（ニホンジカ編）改定案に係るもの 21 件
- ・ その他の意見 2 件

(3) 意見等の概要と意見に対する考え方について

意見概要	件数	頂いた意見に対する考え方
【第二種特定鳥獣管理計画作成のためのガイドライン(ニホンジカ編)に係るもの】		
1 捕獲数を目標とするのではなく、被害軽減を目標とした計画的な捕獲を実施すべき。重要なのは「農作物の食害」などの被害防止である。	2件	本ガイドライン(案)では、特定計画の最終目標を農林業被害等の人とのあつれきや、自然生態系の攪乱を社会的に許容できる状態にすることを記載しています。
2 「鹿は迷惑な存在で減らすべきもの」と決めつける姿勢には疑問がある。 シカを殺すべきでない。	2件	ニホンジカは鳥獣保護管理法に基づき指定管理鳥獣に指定されており、目標を定めたくらんで計画的に捕獲していく必要があると考えていますが、捕獲対策に限らず、被害防除対策等を含む総合的な対策を進めてまいります。
3 草地は鹿と人を隔てる緩衝帯として重要であり、その役割を周知徹底する必要がある。 ニホンジカは本来、森林と草原を行き来し、主に草原で食物を調達するのが自然である。耕作放棄地や牧草地が生息に適しているため、生息地を見直すことで、森林生態系への影響や農業被害を減らせる可能性がある。	5件	本ガイドライン(案)の生息環境管理では、ニホンジカを人の生活圏に近づきにくくするために環境管理の考え方を記載しています。なお、ニホンジカの進入が容易な状態の草地は餌量の多い環境を作り出し、個体数の増加につながると考えられることから、このような環境を放置しないことについても記載しています。
4 人工林では下層植生が乏しくなるため間伐が効果的だが、餌資源を増やすことにつながるため、事前に捕獲強化や柵の設置などの対策が必要。 放置された人工林は強風による倒木や大雨による土砂崩れのリスクがあるため、人工林の適切な管理を優先すべき。 鹿の生息域を奪う針葉樹中心の植林計画を改め、広葉樹への植え替えを進めるべき。	3件	本ガイドライン(案)の生息環境管理では、人工林での対策について、関係機関と十分な調整を図って計画することを記載しています。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。
5 ニホンジカは市町村の境を自由に行き来するため、隣接する市町村が十分な対策を取らない場合、捕獲の努力が無駄になる。市町村任せの管理では実効性が無いと感じている。 県には専門職員やデータ、広域的な調	3件	特定計画は都道府県が作成し、主体となって計画を進めていきます。また、関係市町村との連携を図りつつ、広域的な捕獲を強化するなど、市町村との連携に一層努めることとしています。いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。

	<p>整能力があるため、県が責任を持ち主体的に現場に立ち、実効性のある対策を早急に進めるべき。</p>		
6	<p>「(12)その他管理のために必要な事項」に「⑤民間事業者の役割」を追加。特にシカ高密度地域では、一定規模以上の土地で事業を行う事業者は、①～④と整合性ある管理計画を策定し自ら実施するか、①～④に積極的に協力する。また、野生シカと出会えることを客寄せに利用しないことが望ましい。</p>	1件	<p>特定計画は都道府県が作成し、民間事業者も計画の実施体制に含まれることもあります。体制の中で民間事業者にどの程度の役割や責任を課すかは、地域の状況等によるため、具体的な記載を控えています。</p>
7	<p>森林におけるシカ対策の担い手として、造林・森林整備事業体を将来的に育成・参画させる視点を位置づけ、冬季の捕獲と植生保全を両立する体制構築をガイドラインに明記すべき。</p>	1件	<p>担い手育成に関する内容は、本ガイドライン(案)に記載されており、いただいたご意見は具体的な例のひとつと考えられます。今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
8	<p>現状の狩猟者には「獲れば獲るだけ良い」という利己的な考えが多く見られるため、森林環境保護や生態系の重要性、地球温暖化・気候変動問題についての教育を徹底する必要がある。捕獲許可頭数の調整だけでは、過捕獲や誤獲、わな放置などの問題が増えるため、森林保護のプロフェッショナルとしての猟師育成に注力すべき。</p>	2件	<p>担い手の育成として、本ガイドライン(案)では、捕獲技術の向上や、捕獲を事業として受けられるプロ意識の高い人材の育成の重要性について記述しているところです。また、捕獲の担い手に対する研修についても記載しており、いただいたご意見は、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>鹿の保護・狩猟に加え、生息域の自然保護区の確保、麻酔銃や傷つけない箱罠の普及、技術講習、保護動物の教育放獣の技術確立などの取り組みが必要。</p>	1件	<p>いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
10	<p>「錯誤捕獲対応の実施体制等」において、「クマ類の錯誤捕獲が発生した際は、原則駆除とする」ことを明記。</p>	1件	<p>本ガイドライン(案)では、ニホンジカの捕獲場所でクマ類等の個体数の減少を目的とした捕獲等の措置を講じている場合、錯誤捕獲された鳥獣の放獣は適切ではないことから、あらかじめ捕獲許可申請を行うよう指導し、適切に対応することを記載しています。また、放獣に伴い人身被害が想定される場合には、速やかに銃による捕獲の許可を出すことにより対応することも可能であるとしています。なお、クマ類については地域個体群によっ</p>

			ては絶滅のおそれがあることや、捕獲上限数の設定がされている場合があることに留意が必要と考えます。
【その他の意見】			
1	昨年の熊の捕獲は杜撰であり、熊を絶滅の危機に追い込む可能性があるため、改善が必要。	1件	今般の意見募集対象外となりますが、いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。
2	コード式刈り払い機の使用が、生物環境に必要な草地を根絶やしにし、土壌の剥き出しや河川流亡を引き起こしている。また、プラスチックコードの破片が環境汚染を招いているため、メーカーやJAの指導で「地際から刈らない」よう改めるべき。	1件	今般の意見募集の対象外となりますが、いただいたご意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。